

集団規定	建蔽率
	法第 53 条第 3 項第二号、区細則第 44 条

街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地

街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定したものは以下のとおりとする。

<p>共通条件</p> <p>$\frac{A+B}{A+B+C+D+E+F} \geq 1/3$ 但し、A, B は 2m 以上</p>	(1)	(3)
	<p>120度未満 敷地 敷地</p>	<p>敷地 敷地 公園等 (幅 4m 以上)</p>
	(2)	(3)
	<p>道路 (幅員 8m 以上) 敷地 敷地 道路 (幅員 8m 以上) 35m 以下</p>	<p>道路 (幅員 8m 以上) 敷地 敷地 公園等 (幅 8m 以上) 35m 以下</p>

敷地の周辺の 3 分の 1 以上が道路又は公園（私有地の児童遊園、都営住宅等の公園を除く）、広場、川その他これらに類するもの（以下「公園等」という）に接し、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 二つの道路が隅角 120 度未満（道路の中心線で検討）で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ 8m 以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が 35m を超えないもの
- (3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で (1) (2) に掲げる敷地に準ずるもの

技術的助言等	
参考資料等	